



第110回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

場 所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

議 案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

株主総会当日にお配りしておりました
お土産は取りやめとさせていただきます
おります。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/5192/>



招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	42
計算書類	54
監査報告書	62

三ツ星ベルト株式会社

証券コード 5192

株 主 各 位

証券コード：5192
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)
神戸市長田区浜添通4丁目1番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長 池 田 浩

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第110回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト

<https://www.mitsuboshi.com/stockholder/information/meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5192/teiiji/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「三ツ星ベルト」又は「コード」に当社証券コード「5192」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます、3頁及び4頁に記載の方法により、**2025年6月26日（木曜日）午後5時15分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目 的 事 項

- 報告事項** 1. 第110期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第110期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

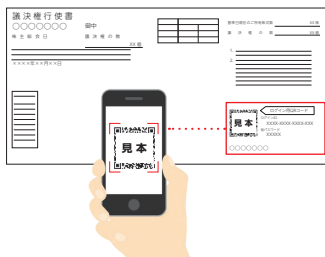
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- その他、株主の皆さまへのご案内事項につきましては、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

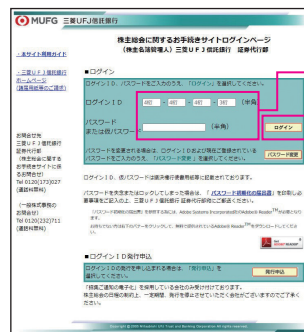
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、成長投資への原資を確保したうえでの株主還元の充実を実現し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。

また、2024 年 5 月 14 日公表した'24 中期経営計画（2024 年度～2026 年度）においては、株主還元として D O E の目安を 5.4% 程度（1 株あたり配当金 180 円以上）とする旨を K P I 目標としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績並びに財務状況等を総合的に勘案し、下記のとおり 1 株につき 96 円（年初開示の期末配当予想 90 円に比べ 6 円の増配）といたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき	金 96 円
総 額	2,707,517,856 円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2025 年 6 月 3 0 日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役池田浩、熊崎敏美、又場敬司、倉本信二、竹田和浩、奥田真弥、三宅由佳、辻泰弘の8氏は 本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「人事・報酬諮問委員会」の答申に基づき、取締役会にて決議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位
1	いけ だ ひろし 池田 浩	代表取締役社長 社長執行役員 再任 男性
2	くまざき とし み 熊崎 敏美	取締役 専務執行役員 再任 男性
3	また ば けい じ 又場 敬司	取締役 専務執行役員 再任 男性
4	くらもと しん じ 倉本 信二	取締役 常務執行役員 再任 男性
5	たけ だ かずひろ 竹田 和浩	取締役 常務執行役員 再任 男性
6	おく だ しん や 奥田 真弥	取締役（社外） 再任 社外 独立 男性
7	み やけ ゆ か 三宅 由佳	取締役（社外） 再任 社外 独立 女性
8	つじ やすひろ 辻 泰弘	取締役（社外） 再任 社外 独立 男性

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

男性 男性取締役候補者

女性 女性取締役候補者

候補者番号

1

いけだ
池田ひろし
浩

(1957年7月8日生)

再任

男性



所有する当社株式の数

33,917株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2016年2月	当社経営企画室長兼東京総務統括部長
1999年12月	当社産業資材事業本部営業第2統括部長	2016年4月	当社常務執行役員
2007年7月	ミツボシ オーバーシーズ ヘッド フーターズ プライベート リミテッド 出向	2019年6月	当社取締役
		2019年6月	当社総務部担当
2012年4月	当社執行役員	2021年6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)
2015年2月	当社社長室長		

取締役候補者とした理由

池田浩氏は、当社グループ内で営業部門及び経営企画部門の責任者を務めるなど、営業分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。その広範囲な視点と行動力・リーダーシップにより、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進し、中期経営計画を達成するためにも適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

くまざき
熊崎としみ
敏美

(1957年11月10日生)

再任

男性



所有する当社株式の数

22,964株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2017年4月	当社執行役員
2010年4月	当社産業資材事業本部生産統括部 四国地区生産担当部長	2019年10月	当社産業資材生産管理センター長
2012年1月	当社産業資材事業本部生産統括部 長兼管理本部総務部四国工場長	2020年4月	当社常務執行役員
2013年3月	ピー・ティ セイワ インドネシア社長	2020年6月	当社財務部担当(現任)
2015年9月	スターズ テクノロジーズ インダス トリアル リミテッド社長	2021年6月	当社取締役(現任)
		2022年4月	当社生産本部長(現任)兼同本部生産 技術部長
		2024年4月	当社四国地区担当(現任)
		2024年6月	当社専務執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

熊崎敏美氏は、当社グループ内で生産部門・財務部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、生産分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける更なる生産体制の合理化・効率化のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号
3

またば けいじ
又場 敬司 (1962年11月20日生)

再任
男性



所有する当社株式の数

18,564株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2015年12月	当社産業資材管理統括部長
2005年 7 月	上海共星機帯国際貿易有限公司 総経理	2016年 4 月	当社常務執行役員
2013年 9 月	当社産業資材海外事業強化室長 (営業統括)	2021年 6 月	当社取締役(現任)
2014年 4 月	当社執行役員	2022年 4 月	当社産業資材営業本部長兼法務部 担当(現任)
		2024年 6 月	当社専務執行役員(現任)

取締役候補者としての理由

又場敬司氏は、当社グループ内で営業部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、営業分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの収益拡大及び当社製品の新たな需要の創造のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
4

くらもと しんじ
倉本 信二 (1957年6月29日生)

再任
男性



所有する当社株式の数

23,036株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社常務執行役員
2003年 9 月	当社管理本部購買部長	2021年 4 月	当社上席常務執行役員
2008年 7 月	当社管理本部人事部長	2022年 4 月	当社人事総務本部長(現任)兼同本部 人事部長
2011年 2 月	当社産業資材事業本部営業第3統 括部長	2022年 6 月	当社取締役(現任)
2013年 5 月	当社人事部長	2022年 6 月	当社常務執行役員(現任)
2016年 4 月	当社執行役員	2024年 6 月	当社購買部担当 (現任)

取締役候補者としての理由

倉本信二氏は、当社グループ内で購買部門や営業部門、人事・教育部門、総務部門及びDX推進部門の責任者を務めるなど、管理分野について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける経営・管理体制を更に強化し、人的資本・知的財産への投資や多様な人材の育成・確保に取り組んでいくため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号
5

たけだ かずひろ
竹田 和浩

(1960年6月24日生)

再任
男性



所有する当社株式の数

13,705株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社執行役員
2009年 4 月	当社産業資材事業本部技術統括部 技術第2部長	2019年 4 月	当社産業資材生産統括部長兼四国 地区担当
2012年 3 月	当社産業資材事業本部技術統括部 長兼製品開発部長	2021年 1 月	三ツ星ベルト技研(株)社長
2015年 7 月	ミツボシ ポーランド スーパーカ ー オー社長	2021年 4 月	当社常務執行役員 (現任)
2018年 4 月	当社産業資材技術統括部製品技術 第1部長	2024年 4 月	当社技術本部長兼技術本部シス テム製品開発部長兼デジタル戦略本 部担当 (現任)
		2024年 6 月	当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

竹田和浩氏は、当社グループ内で技術部門、生産部門、D X推進部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、技術関連業務及び生産分野について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける技術開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号
6

おくだ しんや
奥田 真弥

(1952年7月26日生)

再任 社外
独立 男性



所有する当社株式の数

1,300株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	通商産業省(現 経済産業省)入省	2020年 6 月	(一財)日本エネルギー経済研究所 理事(現任)
2007年 5 月	(社)関西経済連合会専務理事	2021年 6 月	(一社)日本動力協会理事(現任)
2008年 7 月	住友金属工業(株)入社	2024年 6 月	(公団)阪和育英会理事(現任)
2011年 6 月	同社取締役専務執行役員		
2012年10月	新日鐵住金(株)(現 日本製鉄(株))常務 執行役員		[重要な兼職の状況]
2015年 6 月	石油連盟専務理事		(一財)日本エネルギー経済研究所理事
2019年 6 月	当社監査役		(一社)日本動力協会理事
2020年 6 月	当社取締役(現任)		(公団)阪和育英会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田真弥氏は、経済産業省や公益社団法人関西経済連合会で要職を務められ、また、住友金属工業株式会社等で経営に携われ、経営者としての豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

7

み や け
三宅

ゆ か
由佳

(1975年10月19日生)

再任

社外

独立

女性



所有する当社株式の数

700株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4 月	当社入社	2021年 6 月	(福)兵庫県社会福祉協議会理事(現任)
2002年 1 月	朝日アーサーアンダーセン(株)入社	2022年 6 月	当社取締役(現任)
2003年12月	税理士法人トーマツ入社		〔重要な兼職の状況〕
2004年 2 月	税理士登録(近畿税理士会)		三宅由佳税理士事務所所長
2006年 4 月	三宅由佳税理士事務所所長(現任)		(株)オーバルコンサルティング取締役
2012年10月	(株)オーバルコンサルティング取締役(現任)		(福)兵庫県社会福祉協議会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三宅由佳氏は、税理士として培われた専門知識・経験等を有しており、また、(株)オーバルコンサルティングで経営に携わられ、経営コンサルタントとしての豊富な経験や実績、高い見識を有しております。官民連携事業にも積極的に携わられ、人的資本分野においても高い見識を有しており、当社社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号
8

辻
辻

やすひろ
泰弘

(1955年12月27日生)

再任

社外

独立

男性



所有する当社株式の数

600株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	民社党本部政策審議会入局	2016年 5月	東京医療保健大学医療保健学部客員教授
1995年 7月	日本労働組合連合会経済産業局部長、秘書室部長	2020年 6月	当社監査役
2001年 7月	参議院議員	2023年 4月	東京医療保健大学看護学部客員教授（現任）
2009年 1月	参議院厚生労働委員会委員長	2024年 6月	当社取締役（現任）
2011年 9月	厚生労働副大臣		〔重要な兼職の状況〕 東京医療保健大学看護学部客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻泰弘氏は、国会議員や厚生労働副大臣として国政に携わり、人材育成・職場環境整備などの人的資本分野において豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役在任期間中及び社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 当社は、奥田真弥、三宅由佳及び辻泰弘の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- なお、三宅由佳氏は、1999年4月に当社に定期採用にて入社し、2001年12月まで在籍しておりましたが、その退職後において、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。
2. 奥田真弥、三宅由佳及び辻泰弘の3氏は現在当社の社外取締役であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって奥田真弥氏が5年（社外監査役も含めた通算の在任期間は6年）、三宅由佳氏が3年、辻泰弘氏が1年（社外監査役も含めた通算の在任期間は5年）となります。
3. 当社は奥田真弥、三宅由佳及び辻泰弘の3氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考]

第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

	経営・ 事業企画	人事・ 総務・ 法務	デジタル (DX 推進)	財務・ 会計	ESG・ サステナ ビリティ	技術・ イノベー ション・ 調達・ 生産	営業・ マーケテ ィング	グロー バル 経験
代表取締役 取締役社長 池田 浩	○	○			○		○	○
取締役 熊崎 敏美	○			○		○	○	○
取締役 又場 敬司	○	○					○	○
取締役 倉本 信二		○	○		○	○	○	
取締役 竹田 和浩			○			○		○
取締役 (独立社外 取締役) 奥田 真弥	○				○		○	○
取締役 (独立社外 取締役) 三宅 由佳				○	○			
取締役 (独立社外 取締役) 辻 泰弘		○			○			

これまでのキャリアに基づく経験、現在の役職・資格等を基準とし、特に貢献を期待するスキルに対して○を付しています。

取締役会全体として備えるべき主なスキル（知識・経験・能力等）、及び選定理由

経営・事業企画	事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する企業づくりを推進し、将来のビジョンを見据え、中長期的な視点から持続可能な価値創造に資する成長戦略の策定と監督が必要であるため。
人事・総務・法務	'24中期経営計画の最重点課題である「人財戦略強化」に取り組み、変革を推進する人材の育成や、コンプライアンス、リスク管理を含む強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築が必要であるため。
デジタル (DX推進)	AI導入による生産性の向上、デジタル技術を活用した間接部門業務の効率化や新製品開発のスピードアップ及び工数削減が、競争力の維持・強化のために必要であるため。
財務・会計	資本コストを意識した財務・資本戦略を策定し、株主価値を高めるための成長投資や株主還元を適切に実行することで、中長期的な企業価値の向上を図る資本政策を推進する必要があるため。
ESG・ サステナビリティ	基本理念「人を想い、地球を想う」のもと、持続可能な社会の実現に貢献するため、気候変動をはじめとする環境及び社会の変化が事業に与える将来影響について、リスクと機会の両面から戦略を策定・遂行する必要があるため。
技術・ イノベーション・ 調達・生産	経営基本方針「高機能、高精密、高品質な製品の提供を通して社会に貢献する」を具現化し、中長期にわたって競争優位性を維持・強化し続けるためには、知的・技術資本、製造資本の向上・発展が必要であるため。
営業・ マーケティング	顧客価値に着目した共創型ビジネスモデルの実現には、各業界の特性を理解し、顧客ニーズを的確に捉え、ブランド価値を最大化するための効果的な営業・マーケティング活動が必要であるため。
グローバル経験	海外売上高比率が50%を超える当社において、異なる市場の事業環境およびニーズに精通し、地政学的リスク等も考慮したグローバル視点での事業戦略の策定・遂行が必要であるため。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えるため、補欠の社外監査役として、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

かとう いちろう
加藤 一郎 (1955年4月1日生)

社外
独立 男性



所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 弁護士登録(東京弁護士会)

1983年4月 小堀合同法律事務所(現村田・加藤・小森法律事務所)入所、現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

加藤一郎氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を有しており、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を補欠の社外監査役候補者としました。

社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員 男性 男性監査役候補者

- (注) 1. 加藤一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 加藤一郎氏は、村田・加藤・小森法律事務所の弁護士であります。2024年度において当社から同事務所に対する3百万円未満の支払いが存在しますが、同氏の独立性に問題はないと考えております。

以上

政策保有株式の縮減

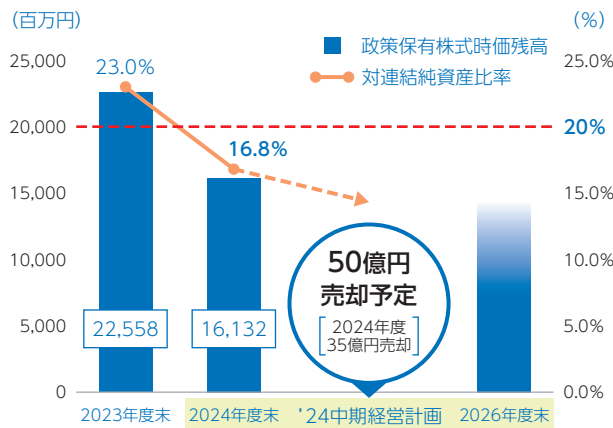
政策保有株式の縮減方針と縮減実績

- 当社は、株式の保有が良好な取引関係や継続的な金融取引関係の維持・強化に資する場合のみ政策保有し、保有する意義が乏しいと判断される株式については、縮減を進めていく方針です。また、当社取締役会は、毎年、個別銘柄毎に、事業戦略、事業上の関係などを総合的に勘案し、保有の適否を検証・決定しています。
- 上記方針の下、'24中期経営計画（2024年度～2026年度）では、中計期間中に50億円の政策保有株式の売却を掲げ、2024年度は政策保有株式2銘柄35億円を売却しました。その結果、当社の政策保有株式時価残高は、2023年度末の225億円から2024年度末には161億円となり、対連結純資産比率では2023年度末の23.0%から2024年度末には16.8%に低下しました。
引き続き資本効率及び企業価値の向上を目的に、政策保有株式の縮減を進めてまいります。

政策保有株式の状況（当社）

(金額：百万円)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 非上場株式以外の株式	貸借対照表残高	13,011	14,993	13,465	22,484	15,948
	(銘柄数)	(21)	(19)	(17)	(11)	(9)
② 非上場株式及び出資金	貸借対照表残高	80	72	72	74	184
③ 合 計(①+②)	貸借対照表残高	13,091	15,065	13,537	22,558	16,132
④ 連結純資産		78,264	86,877	87,601	98,247	95,786
⑤ 政策保有株式時価残高の 対連結純資産(③÷④)		16.7%	17.3%	15.5%	23.0%	16.8%



I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調で推移しているものの、中国経済の低迷、地政学的リスクの多極化と不安定化、為替や株価などの金融市場の不安定化など、多くの課題に直面しました。

このような環境の中、変化にぶれない強い企業体質の確立を進め、2030年度の「ありたい姿」の実現に向け、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とする「'24中期経営計画」を2024年5月14日に公表いたしました。当該期間を成長加速期間として収益性、資本効率性、設備投資額、株主還元、ESGの各々にKPIを設定し、これらの達成に向け取り組んでおります。

当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高90,510百万円（前連結会計年度比7.7%増）、営業利益8,928百万円（前連結会計年度比15.1%増）、経常利益9,154百万円（前連結会計年度比4.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益などが寄与し、9,060百万円（前連結会計年度比27.6%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車部品分野では、新車向けの販売は前連結会計年度並みに推移し、補修市場向けにおいてはトラック用の交換需要が旺盛であったため、自動車部品分野全体としては売上高が増加しました。

産業機械分野では、伝動ベルトにおいては、射出成形機メーカーやロボットメーカーなどの一部ユーザーで生産が増加したため販売が順調に推移しました。搬送ベルトにおいては、重量物搬送用のゴムコンベヤベルトの販売が好調を維持し、食品工場向け樹脂コンベヤベルトの販売も増加しました。一方、合成樹脂素材においては、液晶製造装置用の販売が低調でしたが、産業機械分野全体としては売上高が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は28,138百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は8,043百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。

【海外ベルト事業】

自動車部品分野では、中国及び米国において四輪車向け電動ユニット（ＥＰＳなど）駆動用ベルトの販売が好調でした。また、インドにおいても電動二輪車向け後輪駆動用ベルトの販売が好調でした。一方、米国において多用途四輪車の生産調整の影響で販売が低調でしたが、自動車部品分野全体としては売上高が増加しました。

産業機械分野では、農用市場においては、収穫機械用の補修部品交換需要の拡大と新製品の投入が寄与し、販売が好調でした。一方、中国でのその他の補修市場向けにおいては、景気低迷による市中在庫の調整の影響を受け販売が低調でしたが、産業機械分野全体としては売上高が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は48,595百万円（前連結会計年度比10.6%増）、セグメント利益は3,285百万円（前連結会計年度比54.7%増）となりました。

【建設資材事業】

建築防水向けでは、施工現場の人手不足の影響を受け、売上高が減少しました。土木遮水向けでは、廃棄物処分場などの超大型の工事物件が寄与し、売上高が増加しました。また、2023年2月に事業を譲り受けた土木防水向けでは大型公共工事物件の受注増により、売上高が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は8,102百万円（前連結会計年度比10.9%増）となり過去最高となりました。セグメント利益は703百万円（前連結会計年度比19.4%増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、仕入商品などが含まれております。電子材料分野では、データセンター用の基板加工品の大口受注や、半導体向けの導電性ペースト材の国内外での新規顧客開拓により、売上高が増加しました。

その他の売上高は5,674百万円（前連結会計年度比4.9%増）、セグメント利益は285百万円（前連結会計年度比35.8%増）となりました。

（注）上記の各セグメントにおける売上高は外部顧客への売上高を記載しており、セグメント利益はセグメント間取引消去前の金額を記載しております。

なお、セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

（事業別売上高・セグメント利益）

	国内ベルト 事業	海外ベルト 事業	建設資材 事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	28,138	48,595	8,102	5,674	90,510	-	90,510
セグメント 利益	8,043	3,285	703	285	12,317	△3,389	8,928

（注） 1. 売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. セグメント利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2. 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、「'24中期経営計画」（2024年度～2026年度）での設備投資枠を20,000百万円とし、中長期的な企業価値向上を実現するための投資を計画的に行っております。2024年度は7,000百万円の投資枠に対し、6,945百万円を着手いたしました。この内訳は生産・物流再編に2,968百万円、設備・建屋の更新に1,641百万円、脱炭素化推進などの環境対策に288百万円、新規市場向け設備投資に245百万円、R&D、DX推進、人財投資などに1,803百万円となりました。

なお、2024年度の資産計上ベースでの投資額は、6,006百万円であり自己資金で実施いたしました。

3. 対処すべき課題

先行きについては、中国経済の低迷、地政学的リスクの多極化と不安定化、為替や株価などの金融市場の不安定化などが継続することが見込まれるうえ、米国による高関税政策に端を発した世界経済の減速懸念の高まりなど、さらに不透明で不確実性を伴うものと予測されます。

このような環境の中、変化にぶれない強い企業体質の確立を進め、2030年度の「ありたい姿」の実現に向け、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とする「'24中期経営計画」を2024年5月14日に公表いたしました。

当該期間を成長加速期間として収益性、資本効率性、設備投資額、株主還元、E S Gの各々にK P Iを設定し、これらの達成に向け取り組んでおります。

基本理念「人を想い、地球を想う」のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献できる企業づくりを推進し、全てのステークホルダーに信頼される経営に努めてまいります。

(1) 地政学的リスクへの対応

トータルコスト低減とB C Pの両立を目指し、生産・物流拠点の再編に取り組んでおりますが、さらに原材料調達も加えたグローバルサプライチェーンの再編へと進展させてまいります。なお、喫緊の課題である当社米国法人での追加関税による負担増については、価格転嫁を基本として対処していく考えです。

(2) 自動車のE V化によるエンジン補機駆動用製品の売上減少への対応

四輪車向け電動ユニット（E P S、P S D）駆動用や二輪車・多用途四輪車向け後輪駆動用などの新製品の拡販、及び新興国を中心とした補修市場へのエンジン補機駆動用製品の拡販に取り組み、EV化による減少分を大きく上回る売上の確保を図ります。また、収益の柱である産業機械分野でのグローバルマーケットシェア向上に取り組み、自動車部品分野を超える売上を目指します。

[ご参考]

昨年、理念体系を再整理し「目指す姿」を策定しました。

基本理念「人を想い、地球を想う」のもと、高機能、高精密、高品質な製品の提供を通して社会に貢献すべく、グループ社員の力を掛け合わせ、100年の歴史で培った“カガク”のチカラで人々の快適な暮らしを支える会社となるよう、今日に誇りを持ち、明日に希望を託し行動してまいります。



[ご参考]

2030年度の「ありたい姿」

変化にぶれない強い企業体質の確立

収益性	売上高 1,000 億円 営業利益額 130 億円	・ コア事業の体質を強化し、更なる収益性の向上 ・ 持続的成長が可能となる新たな成長分野への投資 → 環境配慮型製品の開発および販売体制の強化 - M&A、オープンイノベーション
資本効率性	ROE 10 %	・ 財務体質の強化から、資本効率の向上への進化
株主還元 設備投資	中長期的な企業価値向上を図る 資本政策の推進	・ 持続可能な社会の実現につながる研究、次世代を担う高機能、高精度、高品質な製品開発・生産システムへの積極的な投資 ・ 成長投資への原資を確保したうえでの株主還元の充実
人財戦略	変革を推進する人材の育成	・ 「人」の力を最大限に発揮できる人事制度、教育制度、職場環境の充実 ・ 多様性を尊重した新しい発想、変革を恐れないチャレンジ精神を大切にする「企業風土」の醸成
ESG	持続可能な社会の実現への貢献 (社会・環境・経済価値の向上)	・ 環境に関する社会的課題への積極的な取り組み → 「2050年カーボンニュートラルへ向け」 2030年度CO₂排出量削減目標値:2013年度比で46% (国内8拠点 Scope 1&2) ・ ESG評価 グローバル基準最高ランクの取得

'24中期経営計画 2026年度（最終年度）のKPI

- 2030年度の「ありたい姿」の実現に向けた成長加速期間とし、下記KPIを設定

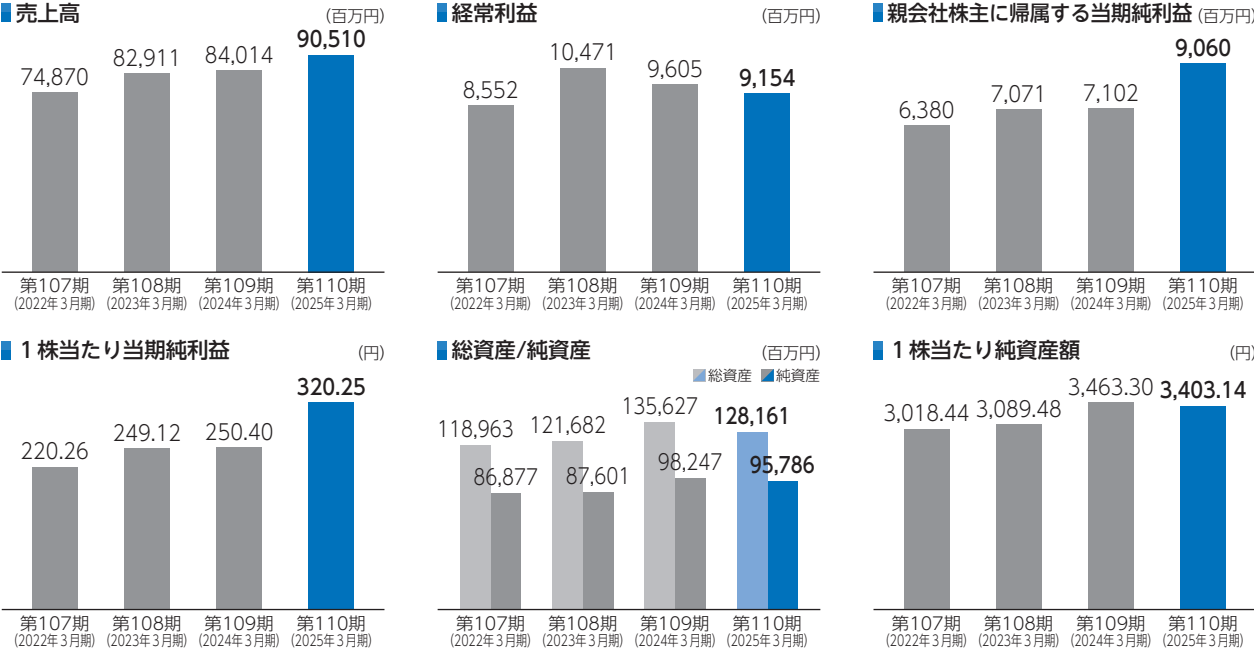
2026年度 KPI目標

収益性	売上高 915 億円 営業利益額 105 億円（11.5%）
資本効率性	ROE 9 % 政策保有株式売却額 50 億円（当中計期間）
設備投資額	当中計期間の設備投資枠 200 億円（M&A含まず）
株主還元	配当の安定性の維持 DOE（株主資本配当率）の目安 5.4 %程度 （1株当たり配当金 180 円以上） 当中計期間の自己株式取得 30 億円
ESG	Scope 1 & 2 国内8拠点 CO₂排出量削減目標値 2013年度比 40 %
想定為替レート	1 USD = 130円

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 (2022年3月期)	第108期 (2023年3月期)	第109期 (2024年3月期)	第110期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	74,870	82,911	84,014	90,510
経 常 利 益 (百万円)	8,552	10,471	9,605	9,154
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,380	7,071	7,102	9,060
1株当たり当期純利益	220円26銭	249円12銭	250円40銭	320円25銭
総 資 産 (百万円)	118,963	121,682	135,627	128,161
純 資 産 (百万円)	86,877	87,601	98,247	95,786
1株当たり純資産額	3,018円44銭	3,089円48銭	3,463円30銭	3,403円14銭

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。



5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ミツボシ ベルティング インディア プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	3,550,000 千インドルピー	100.00 [%] (100.00)	ベルトの製造、販売
エム・ビー・エル (ユー・エス・エー) コ ー ポ レ ー シ ョ ン	30,000 千米ドル	100.00	ベルトの製造、販売
ス タ ー ズ テ ク ノ ロ ジ ー ズ インダストリアル リミテッド	1,200,000 千タイバーツ	100.00 (5.08)	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	30,000 千米ドル	100.00 (31.12)	ベルトの製造、販売並び に海外への販売等の統括 業務
蘇 州 三 之 星 機 帶 科 技 有 限 公 司	163,710 千中国元	100.00 (100.00)	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000 千米ドル	100.00 (100.00)	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー	4,184 千ユーロ	100.00	ベルトの製造、販売
三 ツ 星 ベ ル ト 技 研 (株)	400 百万円	100.00	ベルトの製造並びに生産 システムの開発、試作
ピ ー ・ テ ィ ミ ツ ボ シ ベルティング インドネシア	3,000 千米ドル	100.00 (0.33)	ベルトの製造、販売
ピ ー ・ テ ィ ミ ツ ボ シ ベルティング セールス インドネシア	1,500 千米ドル	100.00 (100.00)	ベルトの販売
三 ツ 星 ベ ル ト 販 賣 (株)	98 百万円	100.00	ベルト、その他ゴム製品 及び合成樹脂製品の販売
三 ツ 星 ベ ル ト 工 機 (株)	98 百万円	100.00	プーリ・カップリング・ ブッシング等の製造、販 売
上 海 共 星 機 帶 国 際 貿 易 有 限 公 司	2,483 千中国元	100.00 (100.00)	ベルトの販売

(注) 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。

6. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業 海外ベルト事業	自動車用ベルト、産業機械用ベルト、OA機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
建設資材事業	建築用防水シート、土木用遮水シート、その他関連製品、土木防水工事の実施
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、サービス事業等

7. 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営 業 所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工 場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事 業 所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子 会 社	国 内	・三ツ星ベルト技研(株)（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣(株)（東京都中央区） ・三ツ星ベルト工機(株)（兵庫県神戸市）
	海 外	・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帶科技有限公司（中国） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング セールス インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帶国際貿易有限公司（中国）

8. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減(△)数
国内ベルト事業	1,383 ^人	177 ^人
海外ベルト事業	2,683	5
建設資材事業	72	5
その他の	135	△155
全社(共通)	222	△8
合計	4,495	24

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

9. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	2,770 ^{百万円}
(株)三井住友銀行	1,128
(株)日本政策投資銀行	300

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 130,000,000株
2. 発行済株式の総数 31,104,198株 (自己株式 2,900,887株を含む。)
3. 株主数 (前期末比2,644名減) 31,313名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	4,115	14.59
(株) 三 菱 U F J 銀 行	1,170	4.15
星 友 持 株 会	1,154	4.10
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	968	3.43
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	686	2.43
三 ツ 星 ベ ル ト 社 員 持 株 会	559	1.98
(株) 三 井 住 友 銀 行	542	1.92
三 信 (株)	500	1.77
K I S C O (株)	412	1.46
西 河 紀 男	381	1.35

- (注) 1. 当社は自己株式2,900,887株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。なお、自己株式2,900,887株には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式56,900株は含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
- | | |
|-------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 4,115千株 |
| (株)日本カストディ銀行 | 968千株 |

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役 (社 外 取 締 役 除 く)	13,900	5

- (注) 上記は、当社取締役 (社外取締役を除く) に対して譲渡制限付株式報酬として交付したものです。
- なお、上記のほか、当社執行役員11名に対して譲渡制限付株式報酬として6,543株を交付しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長 (社長執行役員)		池 田 浩
取 締 役 (専務執行役員)	生産本部長、財務部担当、四国地区担当	熊 崎 敏 美
取 締 役 (専務執行役員)	産業資材営業本部長、法務部担当	又 場 敬 司
取 締 役 (常務執行役員)	人事総務本部長、購買部担当	倉 本 信 二
取 締 役 (常務執行役員)	技術本部長兼技術本部システム製品開発部長、 デジタル戦略本部担当	竹 田 和 浩
取 締 役	(一財)日本エネルギー経済研究所理事、 (一社)日本動力協会理事、(公財)阪和育英会理事	奥 田 真 弥
取 締 役	三宅由佳税理士事務所所長、 (株)オーバルコンサルティング取締役、 (福)兵庫県社会福祉協議会理事	三 宅 由 佳
取 締 役	東京医療保健大学看護学部客員教授	辻 泰 弘
監 査 役 (常 勤)		石 田 和 利
監 査 役	(株)神戸製鋼所嘱託、 神鋼リードミック(株)監査役、神鋼ノース(株)監査役	田 中 純
監 査 役	弁護士法人北浜法律事務所パートナー、 (株)千趣会社外監査役、江崎グリコ(株)社外取締役	滝 口 広 子

- (注) 1. 取締役奥田真弥、取締役三宅由佳及び取締役辻泰弘の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中純及び監査役滝口広子の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役奥田真弥、取締役三宅由佳及び取締役辻泰弘の3氏、並びに監査役田中純及び監査役滝口広子の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2024年6月27日開催の第109回定時株主総会の終結の時をもって、中嶋正仁及び宮尾龍蔵の両氏が任期満了により取締役を退任しました。
5. 2024年6月27日開催の第109回定時株主総会において、石田和利氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
- ただし、被保険者の故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は当社が全額負担しております。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
上席常務執行役員	人事総務本部東京総務統括部長、建設資材本部担当、東京地区担当	下 村 徹
上席常務執行役員	研究開発本部長、品質保証部担当、安全環境管理部担当、電子材料部担当	高 田 俊 通
常 務 執 行 役 員	三ツ星ベルト技研(株)代表取締役社長	出 口 勲
常 務 執 行 役 員	経営企画室長	井 之 上 浩 基
執 行 役 員	人事総務本部副本部長兼同本部総務部名古屋工場長、名古屋地区担当、三ツ星ベルト樹脂(株)代表取締役社長	永 田 昭 裕
執 行 役 員	社長室長、サステナビリティ推進室担当	辻 政 嗣
執 行 役 員	エンジニアリング本部長兼同本部システム開発部長兼同本部建設開発部長	山 下 敏 昭
執 行 役 員	産業資材営業本部副本部長兼同本部営業第1部長	小 阪 田 広 哉
執 行 役 員	三ツ星ベルト販賣(株)代表取締役社長	吉 村 介 秀
執 行 役 員	技術本部副本部長兼同本部基盤技術部長	内 海 隆 之
執 行 役 員	スターズテクノロジーズインダストリアルリミテッド代表取締役社長	土 肥 友 也

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（当社における「取締役の報酬等に関する支給基準内規」を示し、以下「決定方針」という。）については、その原案を、経営陣の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した「人事・報酬諮問委員会」（委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする任意の諮問委員会）に諮問し、その答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、その総額が株主総会において定められた金額の範囲内とならなければならないものとし、個々の取締役の報酬等を決定するにあたっては、株主総会において定められた金額の範囲内で、人事・報酬諮問委員会の審議・決定を経て、前記の「決定方針」にて定めた「支給基準表」に従い、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した適正な水準とすることを、「基本方針」としております。

「取締役の報酬等」については、基本報酬（金銭報酬）としての基本給・職位給・業績考慮部分及び基本報酬（株式報酬）としての譲渡制限付株式により構成するものとし（「業績考慮部分」については、2024年7月度支給分より、「売上高」・「営業利益」・「自己資本利益率（ROE）」を指標とする「業績連動部分」に変更。変更後の報酬の種類ごとの比率は、業績指標を100％達成した場合、概ね基本報酬（金銭報酬）固定部分：基本報酬（金銭報酬）業績連動部分：基本報酬（株式報酬）＝60：20：20となるようにしております。ただし、実際に支給する業績連動部分は、当社の業績により変動するため、支給割合は変動します。）、「社外取締役の報酬等」については、その職責・職務等に鑑み、基本報酬（金銭報酬）としての基本給のみで構成しております。

その他には、「報酬等の支給時期・支給方法等」・「滞在費・旅費」・「報酬等の減額措置」に関する事項を定めております。

ハ 業績連動報酬の決定に関する方針

i) 業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定理由

業績連動報酬の評価指標は、2030年度の「ありたい姿」の実現に向けて設定した財務目標 K P I から「売上高」・「営業利益」・「自己資本利益率（R O E）」を選定しております。

ii) 業績連動報酬の算定方法

業績連動報酬は、金銭報酬（基本給、職位給（役付き部分））の30%の範囲とし、業績連動反映比率は、売上高、営業利益、自己資本利益率（R O E）より算出されます。

業績連動報酬＝（基本給＋職位給（役付き部分））×業績連動反映比率（±30%）

iii) 業績連動報酬の算定に用いた業績指標に関する実績

指標（K P I）	2024年3月期	2025年3月期
売上高（百万円）	84,014	90,510
営業利益（百万円）	7,759	8,928
自己資本利益率(R O E) (%)	7.6	9.3

二 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、人事・報酬諮問委員会において確認・審議等され、取締役会において決定されていることから、前記の「決定方針」に沿うものであると判断しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	百万円 316	百万円 233	百万円 27	百万円 55	名 10
監 査 役	35	35	—	—	5
合 計	351	268	27	55	15

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役4名に対する報酬等の額は24百万円、社外監査役3名に対する報酬等の額は18百万円であります。
なお、社外取締役及び監査役には非金銭報酬等は支給しておりません。
2. 上記には、2024年6月27日開催の第109回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、2004年6月29日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、退任取締役1名に対して役員退職慰労金17百万円を支給しております。
4. 2021年6月29日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額540百万円以内（うち社外取締役40百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること、また、上記報酬額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額180百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を120,000株とすることを決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第89回定時株主総会において、月額7百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	奥 田 真 弥	・取締役会への出席状況 出席率は100%（15／15回）であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に経営者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	三 宅 由 佳	・取締役会への出席状況 出席率は100%（15／15回）であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に税理士として、また官民連携事業に携わる専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役	辻 泰 弘	・取締役会への出席状況 出席率は100%（15／15回）であります。 ・監査役会への出席状況 出席率は100%（4／4回）であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に国政に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会5回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 監 査 役	田 中 純	・取締役会への出席状況 出席率は100%（15／15回）であります。 ・監査役会への出席状況 出席率は100%（12／12回）であります。 〔主な活動状況〕 主に長年監査業務に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。
社 外 監 査 役	滝 口 広 子	・取締役会への出席状況 出席率は100%（15／15回）であります。 ・監査役会への出席状況 出席率は100%（12／12回）であります。 〔主な活動状況〕 主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
	百万円
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	43
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容（最終改定2015年4月28日）及び当該体制の運用状況（2024年4月1日以降2025年3月31日までの期間）は、以下のとおりであります。

①コンプライアンス — 法令・定款への適合体制

当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

当社は、“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

【運用状況の概要】

“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定（2022年に改定）しており、引き続き、その周知・浸透に取り組んでおります。コンプライアンス推進活動については、その重点実施事項として、「①独占禁止法・競争法（カルテル・不公正な取引方法）」、「②契約規律・外資規制」、「③不正競争防止法・不当表示防止法（誤認惹起行為等）」を取り上げて、これらに関するコンプライアンス教育・啓発活動（階層別教育、機能別教育、国内・海外拠点への情報展開・共有、実態把握、意見交換等）に取り組むとともに、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会において、それらの進捗状況等を確認・協議等のうえ、社長及び取締役会にそれぞれ報告しております。

また、当社の子会社において、法令・定款の違反等により当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合、「関係会社管理規程」に基づき、その事実等を当社へ速やかに報告することを義務づける体制を維持・管理し運用しております。

さらに、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、社外の法律事務所（弁護士）を窓口とする内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置し、その周知を図るとともに、当社又は国内グループ会社の役員・従業員による不正行為等の早期発見と是正を図っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部署を本社総務部とし、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

②情報の保存・管理

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

【運用状況の概要】

取締役の職務執行に係る情報である取締役会議事録や決裁願書等については、会社法及び「文書管理規程」等に基づき作成・保管・管理しております。

③事業リスク管理　－　損失危険の管理

当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

＜当社＞

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

＜当社の子会社＞

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

＜当社＞

社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会において、当社グループの事業活動に重大な影響を与える重大リスクとして、「①自然災害・大規模事故による自社の事業活動停止」、「②自然災害・大規模事故によるサプライヤの事業活動停止」を特定、対応責任部署を明確にし、それらの対応策に取り組むとともに、これら事業リスク管理活動の進捗状況等を確認・協議等のうえ、社長及び取締役会にそれぞれ報告しております。

＜当社の子会社＞

当社の子会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて、当社は、適宜その支援を行っております。また、当社の子会社において重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、「関係会社管理規程」に基づき、その事実等を当社へ速やかに報告することを義務づける体制を維持・管理し運用しております。

④職務執行の効率性の確保

当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

＜当社＞

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

＜当社の子会社＞

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

【運用状況の概要】

＜当社＞

執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にし、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年見直すことにより、効率的執行を図っております。

また、「責任権限規程」等に基づく権限委譲により、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制を維持・管理し運用しております。

＜当社の子会社＞

当社の経営方針に基づき、各子会社はその経営計画を策定し、社長がこれを承認し当社取締役会に報告した上で、経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリング・指導等を行っております。

⑤ 自社への報告体制

当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針】

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

【運用状況の概要】

当社は、当社の子会社を統括・管理することによって、当社の子会社における業務の適正を確保するための体制を維持・管理し運用するとともに、監査部において、当社グループの年間監査計画を作成し往査を実施しております。

また、当社は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の評価を実施するとともに、会計監査人による監査を受けております。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

【基本方針】

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

【運用状況の概要】

当社は、各子会社より毎月度の経営報告書の提出を受け、各子会社の損益状況と問題点を把握しております。

また、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合についても、その事実等を速やかに報告するよう義務づけております。

⑥監査役の補助使用人

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

【運用状況の概要】

監査役会の要請に基づき、2021年1月1日に監査役室を設置し、兼務の補助使用人を明確にしております。

補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

【運用状況の概要】

「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役室（補助使用人）の任命・異動・人事評価等については、監査役の意見を考慮しており、また、監査役室（補助使用人）は、監査役の指示する業務を行うに際しては、監査役の指揮命令に従っております。

⑦監査役への報告体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針】

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

「内部統制システムの整備に関する基本方針（監査役への報告に関する体制等）」に従い、維持・管理し運用しております。

⑧監査役の職務執行にかかる費用

当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針】

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

【運用状況の概要】

監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて処理しております。

⑨監査役による監査の効率性

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

【運用状況の概要】

監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の3者間（三様監査会議）で意見交換を図っております。

(注) 本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	77,289	流 動 負 債	21,768
現金及び預金	31,584	支払手形及び買掛金	9,646
受取手形、売掛金及び契約資産	18,983	短期借入金	2,303
商品及び製品	16,803	1年内返済予定の長期借入金	1,000
仕掛品	3,767	未払金	3,211
原材料及び貯蔵品	4,623	未払法人税等	1,363
その他	1,583	賞与引当金	841
貸倒引当金	△57	製品保証引当金	192
		その他	3,211
固 定 資 産	50,872	固 定 負 債	10,606
有 形 固 定 資 産	32,227	長期借入金	2,000
建物及び構築物	9,330	繰延税金負債	5,945
機械装置及び運搬具	10,077	退職給付に係る負債	1,501
工具器具及び備品	2,280	資産除去債務	312
土地	4,016	株式給付引当金	72
リース資産	1,499	その他	775
建設仮勘定	5,024		
無 形 固 定 資 産	741	負 債 合 計	32,375
ソフトウェア	346	純資産の部	
のれん	65	株 主 資 本	75,526
その他	328	資 本 金	8,150
投資その他の資産	17,903	資本剰余金	2,293
投資有価証券	16,189	利益剰余金	71,042
繰延税金資産	1,228	自己株式	△5,960
その他	494	その他の包括利益累計額	20,259
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	9,949
		為替換算調整勘定	9,816
資 産 合 計	128,161	退職給付に係る調整累計額	493
		純 資 産 合 計	95,786
		負 債 純 資 産 合 計	128,161

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		90,510
売 上 原 価		62,416
売 上 総 利 益		28,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,165
営 業 利 益		8,928
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	931	
そ の 他	273	1,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
為 替 差 損	398	
固 定 資 産 除 却 損	343	
そ の 他	184	979
経 常 利 益		9,154
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,453	
移 転 補 償 金	1,051	4,505
特 別 損 失		
減 損 損 失	986	986
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,673
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,468	
法 人 税 等 調 整 額	144	3,612
当 期 純 利 益		9,060
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,060

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日期首残高	8,150	2,111	68,088	△4,868	73,481
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,106		△6,106
親会社株主に帰属する当期純利益			9,060		9,060
自己株式の取得				△1,230	△1,230
自己株式の処分		182		138	320
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	182	2,954	△1,092	2,044
2025年3月31日期末残高	8,150	2,293	71,042	△5,960	75,526

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2024年4月1日期首残高	14,700	10,047	17	24,765	98,247
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△6,106
親会社株主に帰属する当期純利益					9,060
自己株式の取得					△1,230
自己株式の処分					320
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△4,750	△231	476	△4,505	△4,505
連結会計年度中の変動額合計	△4,750	△231	476	△4,505	△2,461
2025年3月31日期末残高	9,949	9,816	493	20,259	95,786

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドフォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカ ブー オー、三ツ星ベルト技研(株)、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、ピー・ティ ミツボシ ベルティング セールス インドネシア、三ツ星ベルト販賣(株)、三ツ星ベルト工機(株)、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

なお、当連結会計年度より、新規に設立いたしましたミツボシ ベルティング コリア カンパニー リミテッド及びミツボシ ベルティング ミドルイースト フリーゾーンカンパニーを連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	3～10年

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金……………当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品の販売に係る収益認識

当社グループはベルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

製品の販売に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

② 工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。

なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

工事契約に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却することとしております。ただし、発生した金額が僅少な場合には、当該連結会計年度の損益として処理することにしております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置に從っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 4,076百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り工事原価総額に対する発生原価の割合で算定しております。

工事契約は、主に防水シートの敷設作業であり、過去の実績を基礎として、材料単価・施工費などの工事原価総額の見積りが行われます。また、当該契約は、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくい性質を有しております。

このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事ごとの管理者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなります。

2. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 32,227百万円

無形固定資産(のれん除く) 675百万円

のれん 65百万円

減損損失 986百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候があると判断したのれんを含む資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しており、その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画の将来キャッシュ・フローの見積りを用いております。事業計画に基づく将来キャッシュ・フローは、主として安定・継続した受注による営業収益の拡大等を重要な仮定として見積っております。このような将来キャッシュ・フローの見積りについては、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 74,850百万円

(連結損益計算書関係)

移転補償金

一部の連結子会社の本社移転に伴う受取補償金であります。

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド (インド)	ベルト製造設備	機械装置等	986百万円

当社グループは、管理上の区分を基準にグルーピングを行っておりますが、上記の資産については、営業活動による収益性が低下し短期的な収益改善が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額（備忘価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
	株	株	株	株
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	31,104,198	—	—	31,104,198

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
		百万円	円		
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,546	125	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取 締 役 会	普通株式	2,560	90	2024年9月30日	2024年12月4日

(注) 2024年11月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が保有する当社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
			百万円	円		
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	2,707	96	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が保有する当社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引はリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券	16,000	16,000	－
資 産 計	16,000	16,000	－
長期借入金	3,000	2,975	△24
負 債 計	3,000	2,975	△24

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額189百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,000	—	—	16,000
資 産 計	16,000	—	—	16,000

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金	—	2,975	—	2,975
負 債 計	—	2,975	—	2,975

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他 (注)	合 計
	国内ベルト	海外ベルト	建設資材	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
地域別						
日本	27,712	—	8,011	35,723	5,644	41,368
アジア	426	31,241	9	31,677	27	31,705
北米	—	11,590	80	11,671	2	11,673
その他の地域	—	5,762	—	5,762	—	5,762
顧客との契約から生じる収益	28,138	48,595	8,102	84,835	5,674	90,510
収益認識の時期別						
一時点で移転される財	28,138	48,595	4,025	80,759	5,674	86,434
一定の期間にわたり移転される財	—	—	4,076	4,076	—	4,076
顧客との契約から生じる収益	28,138	48,595	8,102	84,835	5,674	90,510
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	28,138	48,595	8,102	84,835	5,674	90,510

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、電子材料、サービス事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	17,913百万円
契約資産	1,069百万円
契約負債	793百万円

連結貸借対照表上、契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額 3,403円14銭

2. 1株当たり当期純利益 320円25銭

(注) 株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度56,900株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度37,973株)。

(その他)

(株式付与E S O P信託)

当社は、2024年8月に、一定の要件を満たす当社従業員(以下「対象従業員」という。)を対象とした、従業員向け株式インセンティブ・プランとして、株式交付制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

1. 本制度の導入について

(1) 当社は、2024年5月14日に公表いたしました「'24中期経営計画」において、「変化にぶれない強い企業体質の確立」を実現するために、人財戦略として、変革を推進する人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

人材の育成にあたっては、「人」の力を最大限に発揮できる各種制度の導入や働きがいのある職場環境の充実、多様性を尊重した新しい発想、変革を恐れないチャレンジ精神を大切にする企業風土を醸成します。この度、対象となる従業員に株式交付を行い、従業員の経営参画意識を醸成させ、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることで、従業員エンゲージメントの向上を実現し、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的に本制度を導入しました。

(2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下「E S O P 信託」という。)と称される仕組みを採用しました。

(3) E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、対象従業員に交付するものです。

(4) E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、228百万円、56,900株であります。

■ 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	39,068	流 動 負 債	23,144
現 金 及 び 預 金	13,504	支 払 手 形	542
受取手形、売掛金及び契約資産	17,921	買 掛 金	11,124
商 品 及 び 製 品	3,482	短 期 借 入 金	2,303
仕 掛 品	1,304	1年内返済予定の長期借入金	1,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	468	未 払 金	2,575
短 期 貸 付 金	1,120	未 払 費 用	602
そ の 他	1,270	未 払 法 人 税 等 金	1,274
貸 倒 引 当 金	△3	預 り 金	2,554
固 定 資 産	51,528	賞 与 引 当 金	446
有 形 固 定 資 産	16,424	製 品 保 証 引 当 金	192
建 物	5,156	設 備 関 係 支 払 手 形	202
構 築 物	568	そ の 他	327
機 械 及 び 装 置	2,168	固 定 負 債	7,046
車両運搬具及び工具器具備品	1,451	長 期 借 入 金	2,000
土 地	3,610	繰 延 税 金 負 債	4,326
建 設 仮 勘 定	3,468	株 式 給 付 引 当 金	72
無 形 固 定 資 産	567	そ の 他	647
ソ フ ト ウ エ ア	264	負 債 合 計	30,191
そ の 他	302	純資産の部	
投 資 そ の 他 の 資 産	34,536	株 主 資 本	50,457
投 資 有 価 証 券	16,132	資 本 金	8,150
関 係 会 社 株 式	17,401	資 本 剰 余 金	2,220
長 期 貸 付 金	770	資 本 準 備 金	2,037
そ の 他	240	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	182
貸 倒 引 当 金	△9	利 益 剰 余 金	46,047
資 産 合 計	90,596	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,047
		価 格 変 動 準 備 金	150
		海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	532
		別 途 積 立 金	2,019
		繰 越 利 益 剰 余 金	43,087
		自 己 株 式	△5,960
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,948
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,948
		純 資 産 合 計	60,405
		負 債 純 資 産 合 計	90,596

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,875
売 上 原 価		37,520
売 上 総 利 益		11,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,907
営 業 利 益		3,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,033	
そ の 他	1,882	4,915
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60	
そ の 他	1,015	1,076
経 常 利 益		7,285
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,453	3,453
税 引 前 当 期 純 利 益		10,739
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,398	
法 人 税 等 調 整 額	75	2,473
当 期 純 利 益		8,265

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			
					価格変動 準備金	海外投資等 損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
2024年4月1日期首残高	8,150	2,037	—	2,037	150	258	558	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△25	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			182	182				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	182	182	—	—	△25	—
2025年3月31日期末残高	8,150	2,037	182	2,220	150	258	532	2,019

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
2024年4月1日期首残高	40,901	43,887	△4,868	49,207	14,698	14,698	63,905
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	25	－		－			－
剰 余 金 の 配 当	△6,106	△6,106		△6,106			△6,106
当 期 純 利 益	8,265	8,265		8,265			8,265
自 己 株 式 の 取 得			△1,230	△1,230			△1,230
自 己 株 式 の 処 分			138	320			320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					△4,750	△4,750	△4,750
事業年度中の変動額合計	2,185	2,159	△1,092	1,250	△4,750	△4,750	△3,500
2025年3月31日期末残高	43,087	46,047	△5,960	50,457	9,948	9,948	60,405

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………10～50年

機械装置及び運搬具……………3～9年

(2) 無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。
- (4) 株式給付引当金……………当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品の販売に係る収益認識

当社はバルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。

取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

製品の販売に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

(2) 工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。

なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

工事契約に係る取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 3,658百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表(重要な会計上の見積り) 1. 工事契約における収益認識」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,789百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 14,510百万円 長期金銭債権 765百万円 短期金銭債務 8,572百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高 売上高 30,195百万円
仕入高 13,185百万円
営業取引以外の取引高 4,409百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
	株	株	株	株
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	2,736,032	299,298	77,543	2,957,787

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与 E S O P 信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が所有している当社株式が含まれております。（当事業年度期首一株、当事業年度末56,900株）
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、市場買付による増加241,900株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が当社より取得した57,000株及び単元未満株式の買取りによる増加398株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、当社が日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）に売却した57,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少20,443株及び株式付与 E S O P 信託に基づく従業員への給付等による減少100株によるものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券 4百万円
関係会社株式 126
賞与引当金 136
資産除去債務 98
その他 423

繰延税金資産小計

788

評価性引当額

△166

繰延税金資産合計

622

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △4,574
固定資産圧縮積立金 △244
その他 △128

繰延税金負債合計

△4,948

繰延税金負債の純額

△4,326

(関連当事者との取引)
子会社及び関連会社等

種 類	会社の名称等	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
		%			百万円		百万円
子会社	三ツ星ベルト販賣(株)	所有 直接 100	当社製品の 販売	当社製品の販売 (注) 1	14,464	受取手形、 売掛金及び 契 約 資 産	4,934
				資金の預り (注) 2	2,165	預 り 金	1,004
子会社	三ツ星ベルト技研(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	当社製品の仕入 (注) 1	3,272	買 掛 金	2,152
				資金の預り (注) 2	507	預 り 金	288
子会社	三ツ星ベルト工機(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	当社製品の仕入 (注) 1	3,063	買 掛 金	689
				資金の預り (注) 2	331	預 り 金	429
子会社	ミツボシベルトینگインディア プライベート リミテッド	所有 間接 100	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	—	短期貸付金	640
						長期貸付金	360

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) によるものであり、取引金額には期中平均残高を記載しております。
なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額 2,146円12銭

2. 1株当たり当期純利益 292円17銭

(注) 株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度56,900株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度37,973株)。

(その他)

株式付与E S O P信託について、「連結注記表 (株式付与E S O P信託)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 大
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 大
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

三ツ星ベルト株式会社 監査役会

常勤監査役 石 田 和 利 ㊟

社外監査役 田 中 純 ㊟

社外監査役 滝 口 広 子 ㊟

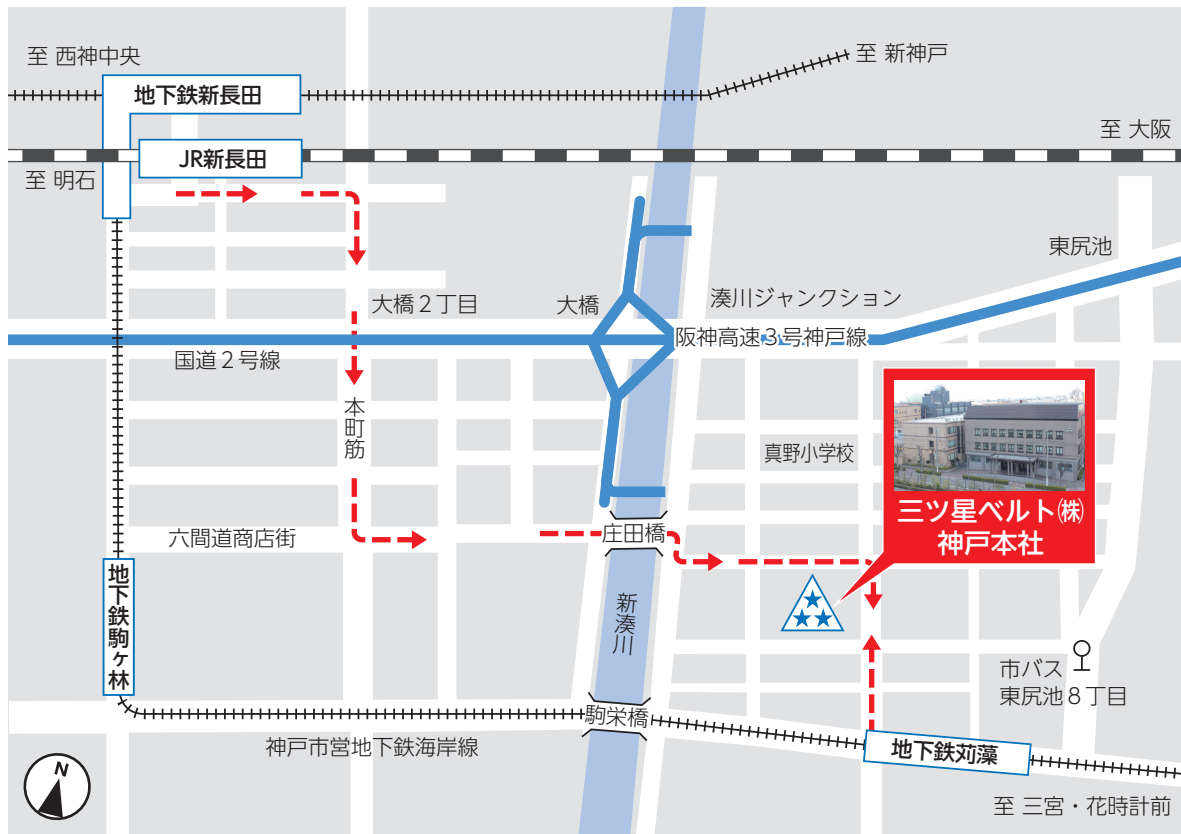
第110回
定時株主総会

神戸市長田区荻藻通5丁目1番35号

当社 神戸本社総合管理センター 1 階ホール

電話：078-671-5071 (代表)

会場ご案内略図



交通のご案内

- 「地下鉄海岸線荻藻」駅から徒歩約3分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

